

○労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号） 新旧対照条文
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第八章（略） 第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第七十八 条―第八十条） 第二節（略） 第十章～第十二章（略） 附則 （技術上の指針等の公表等） 第二十八条（略） 2（略） 3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製 造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害 を防止するための指針を公表するものとする。 一 第五十七条の四第四項の規定による勧告又は第五十七条の五第 一項の規定による指示に係る化学物質 二（略） 4（略） （事業者の行うべき調査等） 第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建	目次 第一章～第八章（略） 第九章 安全衛生改善計画等 第一節 安全衛生改善計画（第七十八条―第八十条） 第二節（略） 第十章～第十二章（略） 附則 （技術上の指針等の公表等） 第二十八条（略） 2（略） 3 厚生労働大臣は、次の化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製 造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害 を防止するための指針を公表するものとする。 一 第五十七条の三第四項の規定による勧告又は第五十七条の四第 一項の規定による指示に係る化学物質 二（略） 4（略） （事業者の行うべき調査等） 第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建

設備、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2・3 (略)

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第五十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

設備、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2・3 (略)

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録（以下この条、次条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第五十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一〇三 (略)

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において製造時等検査の業務を行おうとする者である場合にあつては、外国における同法の親法人に相当するものを含む。）であること。

4 (略)

ロ・ハ (略)

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国にある事務所において製造時等検査の業務を行う登録製造時等検査機関（以下「外国登録製造時等検査機関」という。）を除く。）が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一〇三 (略)

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者（以下この号において「製造者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

4 (略)

ロ・ハ (略)

(適合命令)

第五十二条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十二条の二 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が第四十七条の規定に違反していると認めるときは、その登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(準用)

第五十二条の三 前二条の規定は、外国登録製造時等検査機関について準用する。この場合において、前二条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（外国登録製造時等検査機関を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 四 (略)

五 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

2 厚生労働大臣は、外国登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

一 前項第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するとき。

二 前条において読み替えて準用する第五十二条又は第五十二条の二の規定による請求に応じなかったとき。

三 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

四 厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関の業務の適正な運

(新設)

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 四 (略)

五 前二条の規定による命令に違反したとき。

六 (略)

(新設)

営を確保するため必要があると認めて、その職員をして外国登録製造時等検査機関の事務所に立ち入らせ、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その立入り若しくは検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

五 厚生労働大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、外国登録製造時等検査機関に対し、必要な事項の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前項第四号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関の負担とする。

（都道府県労働局長による製造時等検査の実施）

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2
（略）

（登録性能検査機関）

（新設）

（都道府県労働局長による製造時等検査の実施）

第五十三条の二 都道府県労働局長は、登録を受ける者がいないとき、第四十九条の規定による製造時等検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により登録を取り消し、又は登録製造時等検査機関に対し製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録製造時等検査機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2
（略）

（登録性能検査機関）

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十一条第二項
項	製造時等検査	第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	性能検査
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
	別表第六第一号	同表の中欄
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条第三項第三号	別表第七	別表第十
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
	製造時等検査	性能検査
第四十六条第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第一	製造時等検査	性能検査

第五十三条の三 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十一条第二項の登録について、第四十七条から前条までの規定は登録性能検査機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十一条第二項
項	製造時等検査	第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第八の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	性能検査
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第九の上欄に掲げる機械等に応じ、性能検査
	別表第六第一号	同表の中欄
	同表第二号	同表の下欄
第四十六条第三項第三号	別表第七	別表第十
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等を製造し、又は輸入する者	特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者
	製造時等検査	性能検査
第四十六条第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録性能検査機関登録簿
第四十七条第一	製造時等検査	性能検査

項及び第二項	特別特定機械等	特定機械等
第四十七条第三項	製造時等検査	性能検査
第四十七条第四項及び第四十八条	製造時等検査	性能検査
第四十九条	製造時等検査 あらかじめ	性能検査 休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十条第二項及び第三項	製造時等検査	性能検査
第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査 外国登録製造時等 検査機関	性能検査 外国登録性能検査機関
第五十二条の三	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等 検査機関 製造時等検査	外国登録性能検査機関 性能検査
第五十三条第三項	外国登録製造時等 検査機関	外国登録性能検査機関
前条	都道府県労働局長 製造時等検査	労働基準監督署長 性能検査

(登録個別検定機関)

項及び第二項	特別特定機械等	特定機械等
第四十七条第三項	製造時等検査	性能検査
第四十七条第四項及び第四十八条	製造時等検査	性能検査
第四十九条	製造時等検査 あらかじめ	性能検査 休止又は廃止の日の三十日前までに
第五十条第二項及び第三項、第五十二条の二並びに第五十三条	製造時等検査	性能検査
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第五十三条の二	都道府県労働局長 製造時等検査	労働基準監督署長 性能検査

(登録個別検定機関)

第五十四条 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
別表第六第一号	同表の中欄	
検査員	検定員	
同表第二号	同表の下欄	
検査員	検定員	
別表第七	別表第十三	
製造時等検査	個別検定	
特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等	
製造時等検査	個別検定	
登録製造時等検査	登録個別検定機関登録簿	
機関登録簿		
製造時等検査	個別検定	

第五十四条 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録個別検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条第一項
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十一の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
製造時等検査	個別検定	
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	別表第十二の上欄に掲げる機械等に応じ、個別検定
別表第六第一号	同表の中欄	
検査員	検定員	
同表第二号	同表の下欄	
検査員	検定員	
別表第七	別表第十三	
製造時等検査	個別検定	
特別特定機械等	第四十四条第一項の政令で定める機械等	
登録製造時等検査	登録個別検定機関登録簿	
機関登録簿		
製造時等検査	個別検定	

第四十七条第二項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの 製造時等検査 製造時等検査 検査方法 製造時等検査	検査員 検定員 個別検定 個別検定 個別検定 個別検定
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項	製造時等検査	個別検定
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査 外国登録製造時等 検査機関	個別検定 外国登録個別検定機関
第五十二条の三	外国登録製造時等 検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等 検査機関 製造時等検査	外国登録個別検定機関 個別検定
第五十三条第三項	外国登録製造時等 検査機関	外国登録個別検定機関
第五十三条の二	都道府県労働局長 製造時等検査	厚生労働大臣又は都道府県労働局長 個別検定

第四十七条第二項	製造時等検査	個別検定
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの 製造時等検査 製造時等検査 検査方法 製造時等検査	検査員 検定員 個別検定 個別検定 個別検定 個別検定
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項	製造時等検査	個別検定
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条の二及び第五十三条	製造時等検査	個別検定
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第五十三条の二	都道府県労働局長 製造時等検査	厚生労働大臣又は都道府県労働局長 個別検定

(登録型式検定機関)

第五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
項	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	型式検定
	別表第六第一号	別表第十五第一号
	検査員	検定員
第四十六条第三項第三号	検査員	検定員
	別表第七	別表第十六
	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	製造時等検査	型式検定
第四十六条第四項	登録製造時等検査 機関登録簿	登録型式検定機関登録簿
第四十七条第一項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第二項	製造時等検査	型式検定

(登録型式検定機関)

第五十四条の二 第四十六条及び第四十六条の二の規定は第四十四条の二第一項の登録について、第四十七条から第五十三条の二までの規定は登録型式検定機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第一項	第三十八条第一項	第四十四条の二第一項
項	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第一号	別表第五	別表第十四の上欄に掲げる機械等に応じ、それぞれ同表の下欄
	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第二号	製造時等検査	型式検定
	別表第六第一号	別表第十五第一号
	検査員	検定員
第四十六条第三項第三号	検査員	検定員
	別表第七	別表第十六
	製造時等検査	型式検定
第四十六条第三項第四号	特別特定機械等	第四十四条の二第一項の政令で定める機械等
	登録製造時等検査 機関登録簿	登録型式検定機関登録簿
第四十七条第一項	製造時等検査	型式検定
第四十七条第二項	製造時等検査	型式検定

項	検査員	検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条の二第三項の基準
第四十七条第四項	製造時等検査	型式検定
	製造時等検査	型式検定
	検査方法	検定方法
	製造時等検査	型式検定
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項		
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条及び第五十二条の二	製造時等検査	型式検定
	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	検査機関	
第五十二条の三	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	検査機関	
第五十三条第一項及び第二項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	製造時等検査	型式検定
第五十三条第三項	外国登録製造時等検査機関	外国登録型式検定機関
	検査機関	
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣
	製造時等検査	型式検定

(表示等)

項	検査員	検定員
第四十七条第三項	第三十七条第二項の基準のうち特別特定機械等の構造に係るもの	第四十四条の二第三項の基準
第四十七条第四項	製造時等検査	型式検定
	製造時等検査	型式検定
	検査方法	検定方法
	製造時等検査	型式検定
第四十八条、第四十九条並びに第五十条第二項及び第三項		
第五十一条	検査員	検定員
第五十二条の二及び第五十三条	製造時等検査	型式検定
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
第五十三条の二	都道府県労働局長	厚生労働大臣
	製造時等検査	型式検定

(表示等)

第五十七条 (略)

一 次に掲げる事項

イ 名称

(削除)

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 (略)

2 (略)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 七 (略)

2・3 (略)

(第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等)

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第

第五十七条 (略)

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イからニまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 (略)

2 (略)

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 七 (略)

2・3 (略)

(新設)

五十七條第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八條第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

(化学物質の有害性の調査)

第五十七條の四 (略)

第五十七條の五 (略)

第五十八條 (略)

(削る)

(健康診断)

第六十六條 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第六十六條の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

2 5 (略)

(化学物質の有害性の調査)

第五十七條の三 (略)

第五十七條の四 (略)

第五十七條の五 (略)

第五十八條 削除

(健康診断)

第六十六條 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

2 5 (略)

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。

5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。

6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更

(新設)

、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（受動喫煙の防止）

第六十八条の二 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国の援助）

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

（新設）

（国の援助）

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 (略)

(登録教習機関)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録(以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十八条第二	厚生労働大臣 製造時等検査	都道府県労働局長 第十四条若しくは第六十

2 (略)

(登録教習機関)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録(以下この条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十八条第二	厚生労働大臣 製造時等検査	都道府県労働局長 第十四条若しくは第六十

項									
第四十九条	製造時等検査				厚生労働大臣	事業報告書			一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習
第五十条第一項					厚生労働大臣	事業報告書	都道府県労働局長	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習
第五十条第二項	製造時等検査								第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の講習
第五十条第四項	事業報告書								事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあつては、事業報告書）
第五十二条	厚生労働大臣		厚生労働大臣				都道府県労働局長	都道府県労働局長	都道府県労働局長
第五十二条の二	各号		第四十六条第三項				都道府県労働局長	都道府県労働局長	都道府県労働局長
	第四十七條	厚生労働大臣					第七十七條第六項又は第七項	第七十七條第六項又は第七項	第七十七條第六項又は第七項

		製造時等検査	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項	厚生労働大臣 製造時等検査	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項	
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号	
第五十三条の二	製造時等検査	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習	

457 (略)

第九章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等

第一節 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画

(特別安全衛生改善計画)

第七十八条 厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「重大な労働災害」という。）が

		製造時等検査	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条	厚生労働大臣 製造時等検査	都道府県労働局長	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項	
第五十三条の二	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号	
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十条第一項の技能講習	

457 (略)

第九章 安全衛生改善計画等

第一節 安全衛生改善計画

(新設)

発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「特別安全衛生改善計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

2 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

4 厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画が重大な労働災害の再発の防止を図る上で適切でないとき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項若しくは前項の規定による指示を受けた事業者がその指示に従わなかった場合又は特別安全衛生改善計画を作成した事業者が当該特別安全衛生改善計画を守っていないと認める場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、重大な労働災害の再発の防止に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（安全衛生改善計画）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（安全衛生改善計画の作成の指示等）

第七十九条 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

（削る）

（安全衛生診断）

第八十条 厚生労働大臣は、第七十八条第一項又は第四項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成又は変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

2 前項の規定は、都道府県労働局長が前条第一項の規定による指示をした場合について準用する。この場合において、前項中「作成又は変更」とあるのは、「作成」と読み替えるものとする。

第七十八条 都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 事業者は、安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。

（安全衛生改善計画の遵守）

第七十九条 前条第一項の事業者及びその労働者は、安全衛生改善計画を守らなければならない。

（安全衛生診断）

第八十条 都道府県労働局長は、第七十八条第一項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とするときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。

（新設）

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

(削る)

2| (略)

3| (略)

4| 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第二項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5| 前三項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係

(計画の届出等)

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等（仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。）を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2| 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項本文の事業者を除く。）について準用する。

3| (略)

4| (略)

5| 事業者は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第三項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

6| 前三項の規定（前項の規定のうち、第一項（第二項において準用

る部分を除く。）は、当該仕事为数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第二項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第二項又は第三項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

（厚生労働大臣の審査等）

第八十九条 厚生労働大臣は、前条第一項から第三項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

255 （略）

（都道府県労働局長の審査等）

する場合を含む。）の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事为数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

7 労働基準監督署長は第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

8 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第三項又は第四項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

（厚生労働大臣の審査等）

第八十九条 厚生労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

255 （略）

（都道府県労働局長の審査等）

第八十九条の二 都道府県労働局長は、第八十八条第一項又は第三項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行ったと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 (略)

第九十三条 (産業安全専門官及び労働衛生専門官) (略)

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の四第四項の規定による勧告、第五十七条の五第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 (略)

第八十九条の二 都道府県労働局長は、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行ったと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 (略)

第九十三条 (産業安全専門官及び労働衛生専門官) (略)

2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行なう。

3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、第五十七条の三第四項の規定による勧告、第五十七条の四第一項の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 (略)

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関(第二百二十三条第一号において「外国登録製造時等検査機関等」という。)を除く。)(以下「登録製造時等検査機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(厚生労働大臣等の権限)

第九十六条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(以下「登録製造時等検査機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4・5 (略)

(書類の保存等)

第百三条 (略)

2 登録製造時等検査機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習、教習、労働安全コンサルタント試験、労働衛生コンサルタント試験又はコンサルタントの登録に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (略)

(健康診断等に関する秘密の保持)

第百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断、第六十六条の八第一項の規定による面接指導、第六十六条の十第一項の規定による検査又は同条第三項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

(国の援助)

第百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七條の三第四項、第五十八条、第六十三条、第六十六条の十第九項、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、特別安全衛生改善計画又は安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(公示)

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 三 (略)

四 第五十三条第一項(第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第五十三条第二項(第五十三条の三から第五十四条の二までに

(健康診断等に関する秘密の保持)

第百四条 第六十五条の二第一項及び第六十六条第一項から第四項までの規定による健康診断並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない。

(国の援助)

第百六条 国は、第十九条の三、第二十八条の二第三項、第五十七條の五、第六十三条、第七十一条及び第七十一条の四に定めるもののほか、労働災害の防止に資するため、事業者が行う安全衛生施設の整備、安全衛生改善計画の実施その他の活動について、金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 (略)

(公示)

第百十二条の二 厚生労働大臣は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

一 三 (略)

四 第五十三条(第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。)の規定により登録を取り消し、又は製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(新設)

において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消したとき。

六〇十一 (略)

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十八条 第五十三条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条

五〇十一 (略)

2 都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第七十七条第三項において準用する第五十三条の規定により登録を取り消し、又は技能講習若しくは教習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十八条 第五十三条（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録製造時等検査機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条

第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百四条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三・四（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第一百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の五第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条

第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第四百四条又は第八十八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三・四（略）

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第二項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第二項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八条第二項又は第九十九条

第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六 (略)

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者（外国登録製造時等検査機関等を除く。）

二 (略)

附則

(削る)

(削る)

第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三〇六 (略)

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二 (略)

附則

(第五十六条第一項の物の製造に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第五十六条第一項の物を製造している者については、この法律の施行の日から起算して三月間は、同項の規定は、適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(処分等の効力の引き継ぎ)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働基準法又は労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）（これらに基づく命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の相当規定

(削る)

によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(労働基準法の一部改正)

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第四十二条から第五十五条までを次のように改める。

第四十二条 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の定めるところによる。

第四十三条から第五十五条まで 削除

第五十五条の二を削る。

第六十三条第一項を次のように改める。

使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

第七十条中「第四十九条及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十章中第九十六条の次に次の二条を加える。

(監督上の行政措置)

第九十六条の二 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舎を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手十四日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

行政官庁は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合

においては、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。

第九十六条の三 労働者を就業させる事業の附属寄宿舎が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において行政官庁は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

第百条第四項中「認可」を削る。

第百条の二第三項中「第百一条第一項及び第四項並びに」を「第百一条及び」に改める。

第百一条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百三条中「建設物、寄宿舎その他の附属建設物、設備、原料又は材料」を「附属寄宿舎」に、「第五十五条」を「第九十六条の三」に改める。

第百十八条第一項中「第四十八条」を削る。

第百十九条第一号中「第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条」を削り、同条第二号中「第五十四条第二項又は第五十五条第一項」を「第九十六条の二第二項又は第九十六条の三第一項」に改め、同条第四号中「第四十九条及び」を削る。

第百二十条第一号中「第四十四条、第五十条、第五十二条第一項乃至第三項、第五十三条第一項、第五十四条第一項」を削り、「又は第百五条」を「第九十六条の二第一項、第百五条」に、「乃至第百九条」を「又は第百六条乃至第百九条」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第九十二条第二項又は第九十六条の三第二項の規定による命令に違反した者
第二百二十条第四号中「、検診若しくは収去」を削る。

(国会職員法の一部改正)

第五条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十一年法律第百十八号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」に改め、同条第二項中「労働基準法及びこれ」を「労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれら」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第六条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十一年法律第百十八号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ラ中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(少年院法の一部改正)

第八条 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「（昭和二十二年法律第四十九号）」の下に「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中「認可」を削り、同条中第二十一号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十一号とし、第二十七号から第二十九号までを五号ずつ繰り上げ、第三十号の前に次の七号を加える。

二十五 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づいて、労働災害防止計画を策定すること。

二十六 労働安全衛生法に基づいて、特に危険な作業を必要とする機械等の製造の許可及び検査、機械等の検定並びに有害物の製造の許可を行なうこと。

二十七 労働安全衛生法に基づいて、検査代行機関、検定代行機関及び指定教習機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行なうこと。

二十八 労働安全衛生法に基づいて、免許に係る試験を実施し、及び免許を与えること。

二十九 労働安全衛生法に基づいて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの試験及び登録を行なうこと。

二十九の二 労働安全衛生法に基づいて、労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、作業の開始の差止め、又は計画の変更を命ずること。

二十九の三 労働安全衛生法に基づいて、事業者が危害防止のための措置に違反した場合等において、作業の停止、建設物等の使用の停止その他必要な事項を命ずること。

第四条第三十二号の七を削り、同条第三十二号の八中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）」に改め、同条中同号を第三十二号の七とし、第三十二号の九を削り、第三十二号の十を第三十二号の八とし、第三十二号の十一を第三十二号の九とし、第三十二号の十二を第三十二号の十とする。

第八条第一項第八号中「労働福祉事業団」の下に「検査代行機関、検定代行機関」を加え、同項第十四号中「労働基準法」の下に「労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第八条第二項中「中央労働災害防止協会」を「検査代行機関、検定代行機関、中央労働災害防止協会」に、「じん肺法」を「労働安全衛生法、じん肺法」に、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加え、「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

第十五条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法（これに基づく命令を含む。）、労働者災害補償保険法」に改め、「労働災害防止団体等に関する法律（これに基づく命令を含む。）」を削る。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「及び労働安全衛生法」を加える。

第十七条第一項中「労働者災害補償保険法」を「労働安全衛生法

(削る)

(これに基づく命令を含む。)、労働者災害補償保険法」に改め、
「労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む。)
」を削る。

(更生緊急保護法の一部改正)

第十条 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)並びにこれら」に改める。

第十六条中「及びこれ」を「及び労働安全衛生法並びにこれら」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十九号の二中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団税法」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)及び」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二章並びに」に、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同条第三項中「第百二条の規定」の下に、「労働安全衛生法第九十二条の規定」を加え、同条第四項中「労働基準法及び」を「労働基準法、労働安全衛生法及び」に改める。

(削る)

(削る)

(削る)

(結核予防法の一部改正)

第十三条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八条に規定する事業又は事務所であつて、政令で定めるもの（以下「事業」という。）の使用者（同法第十条に規定する者をいう。以下同じ。）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の適用事業（同法第二条第三号に規定する事業者（以下「事業者」という。）の行なう事業をいう。以下同じ。）のうち、政令で定める事業（以下「事業」という。）の事業者」に改め、同条第二項中「使用者」を「事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に、「使用者」を「事業者」に改める。

第七条第一項及び第十六条第一項中「使用者」を「事業者」に改める。

第二十八条第三項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

第五十一条第一号及び第三号並びに第五十二条第一号及び第三号中「使用者」を「事業者」に改める。

第五十四条中「事業主」を「事業者」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 第四条第一項の規定による定期の健康診断に要する費用
- 二 第十三条第一項又は第二項の規定によるツベルクリン反応検査及び定期の予防接種に要する費用

第五十七条第二号中「使用者」を「事業者」に改める。

第六十五条第一項中「使用者」及び「事業主」を「事業者」に改める。

(削る)

(削る)

第六十六条第一項中「労働基準法の適用を受ける事業の使用者」を「労働安全衛生法の適用事業の事業者」に改め、同条第四項中「労働基準法の適用を受ける事業」を「労働安全衛生法の適用事業」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十四条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）及び」を削り、「（昭和四十二年法律第六十一号）」の下に「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を加える。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第十五条 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条―第二十条」に、「第三十九条・第四十条」を「第三十九条―第四十一条」に改める。
第一条中「能率的に行うことにより」を「能率的に行なうとともに、労働災害の防止に資するため必要な資金の融通を行なうことにより」に改める。

第十九条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者又は政令で定める者が労働災害の防止及び労働者の健康の保持のため必要とする政令で定める資金の貸付けを行なうこと。

第十九条の次に次の一条を加える。

(金融機関に対する業務の委託等)

第十九条の二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、前条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第三十三条及び第三十九条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第二十六条を次のように改める。

(借入金及び労働福祉債券)

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は労働福祉債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務

の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条中「第十九条第一項第一号」の下に「及び第二号」を、「費用」の下に「（同号に掲げる業務を行なうため必要な貸付資金を除く。）」を加える。

第二十八条第一号を次のように改める。

一 国債、地方債その他労働大臣の指定する有価証券の取得

第三十三条第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十七条第一号中「第四条第二項」の下に「第十九条の二第二項」を、「第二十六条第一項」の下に「第二項ただし書若しくは第六項」を加え、同条第四号中「第二十八条第二号」を「第二十八条第一号又は第二号」に改める。

第四十条を第四十一条とする。

第三十九条第六号を削り、同条を第四十条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条第一項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」に改める。

(じん肺法の一部改正)

第十七条 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「労働基準法第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者」に改める。

第五条及び第六条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第七条ただし書中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項」に改める。

第九条第一号及び第二号中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十条の見出し中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改め、同条中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十二条第二項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

第十三条第二項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項若しくは第二項」に改める。

(削る)

第四十六条中「前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した」を削り、「であるときは」を「が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に改める。

(労働災害防止団体等に関する法律の一部改正)

第十八条 労働災害防止団体等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

労働災害防止団体法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則(第八条―第十条)

第二節 中央労働災害防止協会(第十一条―第三十五条)

第三節 労働災害防止協会(第三十六条―第五十条)

第四節 監督(第五十一条―第五十三条)

第五節 補則(第五十四条―第五十六条)

第三章 雑則(第五十七条・第五十八条)

第四章 罰則(第五十九条―第六十三条)

附則

第一条及び第二条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、中央労働基準審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

「第二章 労働災害防止計画」を削る。

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第十一条第三項中「基本計画及び実施計画」を「労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行なうことができる。

第三十六条第四項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三章を第二章とする。

第四章を削る。

第六十八条第一項中「第二条第四号」を「第二条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三章」を「第二章」に改め、同項を同条第二項とし、第五章中同条を第五十七条とする。

第六十九条第一項中「第三章の規定」を「この法律」に改め、同条第二項中「第三章」を「第二章」に改め、「及び第四章」を削り、「鉾山保安法」の下に「（昭和二十四年法律第七十号）」を加え

、同条を第五十八条とする。
第五章を第三章とする。

第七十条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第五十六条の規定に違反した者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第五十九条とする。

第七十一条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十条とする。

第七十二条中「第七十条第二号若しくは第三号又は」を削り、同条を第六十一条とする。

第七十三条を第六十二条とし、第七十四条を第六十三条とする。
第六章を第四章とする。

(所得税法の一部改正)

第十九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中央労働災害防止協会の項及び労働災害防止協会の項中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

〔炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正〕

第二十一条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十条に規定する使用者」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者」に改め、同条第四号中「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を加える。

第三条中「労働基準法」を「労働安全衛生法」に改める。

第五条第五項中「労働基準法第五十二条第一項」を「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同法第五十一条」を「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十八条」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十三条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 労働基準法及び労働安全衛生法

別表第一第十六号中「労働災害防止団体等に関する法律」を「労働災害防止団体法」に改める。

別表第一第二十号の五の次に次の一号を加える。

二十の六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
別表第二中労働基準法の項を次のように改める。

労働基準法及 び労働安全衛 生法	司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選 択したもの	
	国家公務員として労働基準法、労働者災害補償 保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事し た期間が通算して十年以上になる者	主務大臣が、労働基準法及び労働安全衛生法に ついてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の 知識を有すると認める者

（職業訓練法の一部改正）

第二十四条 職業訓練法の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「命令」の下に「又は労働安全衛生法（昭和
四十七年法律第五十七号）第六十一条第四項の規定に基づく労働省
令」を加える。

（政令への委任）

第二十五条 （略）

（罰則に関する経過措置）

（削る）

（政令への委任）

第二条 （略）

（罰則に関する経過措置）

第三条 (略)

(心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例)

第四条 第十三条第一項の事業場以外の事業場についての第六十六条の十の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

別表第二(第四十二条関係)

一〇十五 (略)

十六 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第四(第四十四条の二関係)

一〇十二 (略)

十三 電動ファン付き呼吸用保護具

別表第十四(第五十四条の二関係)

機械等	機械器具その他の設備
(略)	(略)
別表第四第十三号に掲げる機械等	材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計

第二十六条 (略)

(新設)

別表第二(第四十二条関係)

一〇十五 (略)

(新設)

別表第四(第四十四条の二関係)

一〇十二 (略)

(新設)

別表第十四(第五十四条の二関係)

機械等	機械器具その他の設備
(略)	(略)
(新設)	(新設)

改正案	現行
第三十二条（略） 2（略） 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、同法第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四十四条第一項に規定する研修を行う者（以下「登録講習機関」という。）について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録講習機関登録簿」と、同項第四号中「第一項の区分」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条第一項、第四十九条、第五十条第四項、第五十二条、第五十二条の二及び第五十三条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、同法第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第二百二十三条」とあるのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは	第三十二条（略） 2（略） 3 労働安全衛生法第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、同法第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて講習又は第四十四条第一項に規定する研修を行う者（以下「登録講習機関」という。）について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録講習機関登録簿」と、同項第四号中「第一項の区分」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修の種類」と、同法第四十七条の二、第四十八条第一項、第四十九条、第五十条第四項及び第五十二条から第五十三条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、同法第四十八条、第四十九条及び第五十条第二項中「製造時等検査」とあるのは「作業環境測定法第五条に規定する講習又は同法第四十四条第一項に規定する研修」と、同法第五十条第一項中「第二百二十三条」とあるのは「作業環境測定法第五十七条」と、同法第五十二条中「第四十六条第三項各号のいずれか」とあるのは「作業環境測定法第三十

作業環境測定士」と、同法第五十条第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四条の五第一項中「第五十四条の三第二項各号」とあるのは「作業環境測定法第三十四条第一項において読み替えて準用する第四十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(公示)

第四十九条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 二 (略)

三 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 (略)

第五十三条 第三十条第一項(第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条第一項(第四号を除く。)、第三十四条第二項において準用する第十二条第二項又は第三十五条の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、登録講習機関若しくは指定登録機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

と、同法第五十条第四項中「第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書」とあるのは「その事業年度の事業報告書を作成し、」と、同法第五十四条の五第一項中「第五十四条の三第二項各号」とあるのは「作業環境測定法第三十四条第一項において読み替えて準用する第四十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(公示)

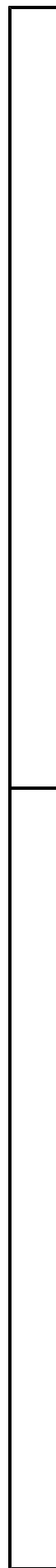
第四十九条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、次の場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

一 二 (略)

三 第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条の規定により登録を取り消し、又は講習若しくは研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 (略)

第五十三条 第三十条第一項(第三十二条の二第四項において準用する場合を含む。)、第三十二条第三項において準用する労働安全衛生法第五十三条(第四号を除く。)、第三十四条第二項において準用する第十二条第二項又は第三十五条の三第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関、登録講習機関若しくは指定登録機関の役員若しくは職員又は作業環境測定機関の役員若しくは職員(作業環境測定機関である作業環境測定士を含む。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。



る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）」とする。

4
17
(略)

に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四、第六十八条、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定に基づく命令の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）」とする。

4
17
(略)

